

スポーツツーリズムデータマネジメント活用事業業務委託 仕様書

1 業務名

スポーツツーリズムデータマネジメント活用事業業務

2 事業の目的

トップスポーツのホームゲームにおいて、相手チームの応援のために試合会場を訪れた来場者に対し、試合日前後の観光動向等に係るアンケート調査を行い、県内観光に関する認知や再訪ニーズ、地域活性化への影響を検証することを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4 業務内容

詳細な業務内容は下記のとおりとする。

(1) 業務概要

- ① 調査対象とするスポーツの試合はアウェーツーリズム事業（アウェー戦におけるアンケート調査）との連動を図るため、県と受託者が協議のうえ決定すること。
- ② 必要十分な情報を獲得するための最適なアンケート調査手法を導入すること。
（回答率を上げる工夫など）
- ③ アンケート結果の集計及び傾向分析を行うこと。
- ④ 分析結果に基づいた考察を行うこと。

(2) アンケート必須項目

- ① 同一対戦カードのアウェー戦の観戦状況に係る設問を設定すること。
- ② 観戦会場までの移動に利用する主な交通手段に係る設問を設定すること。
- ③ 当県の観光コンテンツの認知度や、興味関心度に係る設問を設定すること。
- ④ 当県での飲食店・商業施設の利用状況及び観光に係る設問を設定すること。
- ⑤ 同行者や宿泊の有無、滞在期間に係る設問を設定すること。
- ⑥ 再訪ニーズに係る設問を設定すること。

(3) 傾向分析

- ① アンケート集計結果を図表で表し、傾向を可視化させること。
- ② 各スポーツの傾向が比較できる仕様とすること。
- ③ 県内観光につなげるための手法等に係る考察を行うこと。

5 成果品

受託者は、以下の成果品を納入すること。

(1) 契約締結 2 週間以内

業務実施計画書（業務実施スケジュール、業務実施体制等を含む）

(2) 業務完了届出時

受託者は、委託業務終了後に以下の成果品を納入すること。

- ① アンケート集計結果
- ② 傾向分析表
- ③ 考察結果

（成果品は紙各 1 部及び編集可能な電子データ）

6 検査確認

成果品により確認を行う。

7 瑕疵担保等

成果品の引き渡し後に当該成果品について仕様に適合しない欠陥等が発見され、発見から 1 年以内に通告した場合には、受託者の責任において必要な修正及び補正を無償で行うものとする。

8 契約に関する条件等

(1) 再委託

- ①受託者は、本業務の全てを第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
- ②受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容及び工程表を事前に書面にして委託者の承認を得ること。

(2) 業務の履行に関する措置

- ①委託者は本業務（再委託した場合を含む）の履行について、著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- ②受託者は①の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から 10 日以内に受託者に書面で提出するものとする。

(3) 権利の帰属先

- ①本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む）は全て委託者に帰属するものとする。
- ②受託者は著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）の権利を行使しないものとする。
- ③受託者は、委託者の承諾なしに、成果物の一切をほかに流用することはできない。

(4) 機密の保持

- ①本業務（再委託した場合も含む）を実施するにあたり、業務上知り得た情報は機密情報として取扱い、開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用してはならない。また、そのための措置を講ずること。
- ②受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置は全て受託者が負担することとする。
- ③上記2項目について、受託者は、契約期間終了後においても同様とする。

(5) 関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を履行する上で、関係法令を遵守すること。

9 その他

(1) 協議体制

本業務が完了するまでの間、進捗状況の報告や発生する課題・協議・解決等に関し、この仕様書に定めのない事項なども含め、必要の都度、双方協議の上進めることとし、常に協議可能な体制を整えておくこと。

(2) 記録簿の作成

受託者は、本業務の適性な遂行を図るため、打ち合わせを行った都度、その内容について記録簿を作成し、相互に確認を行うものとする。

(3) 経費の取扱い

本業務に係る一切の経費は全て事業費に含むものとする。

(4) 業務概要の変更

業務概要は現時点での予定であり、県と受託者の協議により、変更する場合がある。

(5) 業務の範囲

本仕様書に特に明示の無い事項であっても、社会通念上当然と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。